

議案第13号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

町の厳しい財政状況を鑑み、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額したいことから、条例を改正する必要があるため提案する。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 10 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、別表第1中「790,000円」を「632,000円」とし、「645,000円」を「580,500円」とし、「604,000円」を「543,600円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例（昭和47年南風原村条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、第3条の期末手当の算定の基礎となる給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第51号。以下「特別職給与条例」という。）附則第10項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の給料月額によるものとする。